

SOS ニュース

交通事故シリーズ【2】

■ 加害者が不起訴になった場合

被害者の側からすれば、加害者が不起訴になったとき、もし納得のいかない不起訴処分がなされた場合には被害者には二つの不服申し立ての方法が認められています。

- ① 検察官を指揮監督する高等検察庁や最高検察庁検事総長に対して、不起訴処分が不当であり、取消し変更すべき旨の申し立て。
- ② 地方裁判所ごとに設置された検察審査会に対する審査申し立て。ただし、検察審査会が起訴相当である旨の議決をしても、検察官はこれに従う義務はないとされています。

■ 加害者は損害賠償をする責任などを負う

交通事故を起こした場合に運転者が負う責任は①行政上の責任②刑事上の責任③民事上の責任の三種類があります。

① 行政上の責任

自動車運転免許を取得した人でも、その後、悪質な事故を起こした場合や、酒酔い運転をしたような場合など、免許を与えておくことが適当でないとは判断される場合があります。このような場合には、免許の効力を停止したり、取消すこととなります。停止や取り消しについては、点数制度が設けられており違反点数によって、停止や取消の処分がなされます。

② 刑事上の責任

他人をケガさせたり（傷害罪）、死亡させたり（殺人罪）すれば犯罪として罪に問われるのは当然です。これは交通事故によって行われた場合でも例外ではありません。ただし、交通事故の場合には、誤って（不注意）他人を死傷させた場合ですから、故意による犯罪でなく過失による致死傷となります。ただし、自動車の運転は、職務として行ったかどうかとは関係なく、法律上は「業務」と呼ばれ、業務上過失として単なる過失による犯罪より重い処罰をされることとなります。

交通事故犯の場合に科せられる刑罰は、懲役、禁錮、罰金の三種類です。

③ 民事上の責任

民法709条（不法行為責任）は、故意または過失によって他人の権利を侵害した者は、その損害を賠償しなければならない旨を定めています。交通事故を起こした場合も同様です。事故を起こした運転者自身が他人に与えた損害を賠償しなければならないことは当然ですが、運転者だけでなく、運転者の使用者も損害賠償責任を負うことがあります。

（自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律^得事典より）